

長崎市官民連携（連携協定及び包括連携協定）の 手引き

**令和4年8月策定
（令和4年10月改定）**

目 次

1	本手引きの目的	1
2	基本的な考え方	
(1)	現状・背景	1
(2)	官民連携によりめざす効果	2
(3)	取組姿勢	3
(4)	協定の種類・用語の定義	3
3	実施手法等	
(1)	実施の流れ（概要）	4
(2)	実施の流れ（詳細）	5
4	実施にあたっての留意事項	
(1)	事業者等及び連携事業の基準	10
5	様式集	12

1 本手引きの目的

～ 事業者・大学・団体等の皆様と長崎の未来を創造していくために ～

市・事業者・大学・団体等のそれぞれが有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展を実現していくためには、官民連携の基本的な考え方や実施手法等を共有することが大切です。

そこで、こうした考え方等を皆様と共有するものとして、「長崎市官民連携（連携協定及び包括連携協定）の手引き」を策定しました。

事業者や大学、団体等（以下、「事業者等」という。）の皆様と長崎市において、お互いの強みを活かしながら、地域課題の解決や地域の活性化を図っていくため、本手引きに基づき、あらゆる主体と連携・協力して種々の取組みに挑戦するとともに、時代の流れや行政ニーズの変化等にあわせて本手引きの内容を見直しながら、長崎らしい官民連携のしくみづくりに取り組んでいきます。

2 基本的な考え方

(1) 現状・背景

長崎市第五次総合計画においては、「めざす 2030 年の姿」の実現に向けて「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢に掲げています。

これは、様々な主体がお互いにつながることで、まち全体がネットワーク化し、文化や産業等の長崎市が持つ様々な価値を高めながら、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくことを示しています。

人口減少や少子化、高齢化が進む中で直面する様々な課題に対し、市民等がつながりを深め、各々の強みを活かして協働していくことは重要なことであり、さらに、世界中とつながって、新たな価値や仕組みを創造していこうとする姿勢の重要性は、これからますます高まっていくと考えられます。

また、近年、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献など社会的責任（CSR）の機運の高まりとともに、そうした地域貢献に対する意識の高まりが顕著になっています。

このような背景のもと、行政と事業者等がそれぞれの良さや強みを活かしながら、共に連携し、取組みを進める事例も増えてきており、そうした事業者等と行政がそれぞれ有する資源や機能等の有効活用を図るため、連携協定や包括連携協定を締結し、より一層連携・協力することで、地域課題の解決や地域の活性化、新ビジネスの創出等につながることを期待されます。

(2) 官民連携によりめざす効果

官民連携（連携協定及び包括連携協定に基づく連携事業）により、長崎市の「めざす 2030 年の姿」の実現に向けて取り組むことで、事業者等や市民・訪問客・地域経済、長崎市が得られる効果は、主に次の 3 つです。

① 住む人の暮らしやすさと訪れる人の過ごしやすさの向上

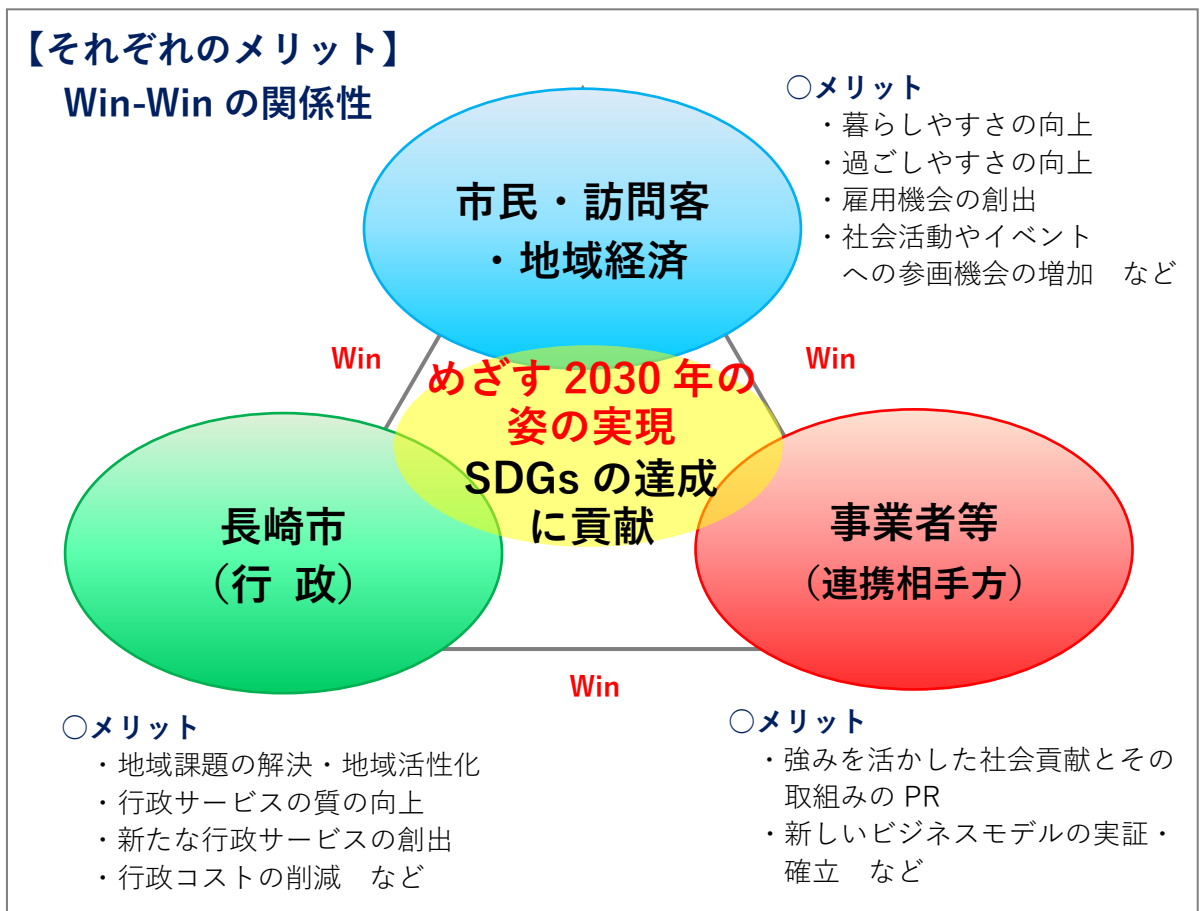
それぞれが持つ資源や得意分野を活かして、様々な地域課題を解決したり、地域を活性化させたりすることで、住む人の暮らしやすさと訪れる人の過ごしやすさをつくっていきます。

② 新しいビジネス等の創出

事業者等と長崎市が相互に連携・協力し、新たな視点で地域課題の解決等に取り組むことを通じて、新しいビジネスや行政サービス、社会活動等を生み出していきます。

③ 社会貢献活動の顕在化と浸透

社会貢献に取り組む事業者等の活動を顕在化するため、市の HP 等で周知を図り、このような活動に取り組む事業者等の輪を広げていきます。



(3)取組姿勢

次の2つの取組姿勢のもと、官民連携（連携協定及び包括連携協定に基づく連携事業）の取組みを進めていきます。

① 市民や訪問客目線での連携事業検討

連携事業を検討するにあたり一番大事なことは「市民や訪問客目線」で考えることです。

どのようにしたら「市民は便利になるか。」「訪問客が快適に過ごすことができるか。」「経済が活性化してまちが潤うか。」という視点で共に連携事業を検討します。（※よって、事業者等の直接的な営業や広告宣伝などは、対象とはしません。）

② パートナーとしての関係性確保

事業者等と長崎市は、対等なパートナーの関係です。事業者等が有する強みと長崎市の個性を活かし、相乗効果を生み出していきます。

(4)協定の種類・用語の定義

○協定の種類と本市における定義

- | | |
|---------------|--|
| 連携協定 | 特定の事業分野において民間等との連携を継続して進めるための協定 |
| 包括連携協定 | 福祉・環境・防災・まちづくりなど、複数の事業分野において包括的に民間等との連携を継続して進めるための協定 |

○その他の用語の定義

- | | |
|-------------|--|
| 事業者等 | 市内において事業活動又は公共的活動を行う又は行おうとする企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体。 |
| 連携事業 | 事業者等が市との連携のもと、地域の課題解決等に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む）。 |

【連携事業のイメージ】

- 新たなビジネスモデルやシステム等の実証事業
 - 地域活性化や健康増進等につながる各種イベント・セミナーの無料開催
 - 市政情報の発信への協力（事業者等の広報媒体の活用や営業活動等を通じた発信）
 - 子どもや高齢者等の見守り
 - 発災時における協力（物資支援等）
 - 清掃活動の定期実施
 - 公共政策を推進するための経済的支援（寄付等）
- など

3 実施手法等

(1) 実施の流れ（概要）

内 容	事業者等	長崎市
① 官民連携の検討開始	○長崎市(窓口：都市経営室)への連携事業の提案 ※すでに市担当課を特定されている場合は、直接担当課にご提案いただいても差し支えありません。	【都市経営室】 ●解決したい課題等の提供 ●事業者等からの提案の受付
★連携方法(協定の種類や締結の有無等)の調整		
② 市内部における調整		【都市経営室】 ●連携実施の仮決定 ●連携方法の仮決定 ●包括連携の担当部局の決定 ⇒メインテーマの担当部局
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>連携協定及び包括連携協定の締結を目指す場合 【以下、担当部局対応】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>協定締結を要しない場合</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">担当部局において適宜対応</div> </div>		
③ 連携事業の具体化・決定	○具体的な連携事業の提案(連携事業のブラッシュアップ)	●事業者等からの提案内容の実施手法等に関する庁内調整
★協議のうえ、複数分野の連携事業を決定【関係部局決定】		
④ 協定書や協定締結式の内容等を調整・決定	★基本的な事項を定めた協定書の内容等を調整・決定 ★協定締結式の日時・手法・出席者・報道機関向けの発表内容等を調整・決定	
⑤ 協定締結式の開催	★報道機関等に協定締結の目的や連携事業等を発表	
⑥ 連携事業の開始	★庁内部局と連携・推進し、お互いの強みを活かした連携事業を実施	
⑦ 検証・改善	★実施内容の共有・実施効果の検証、業務改善	
↓		
継続的に連携強化		

※連携協定については、本フローを参考に事業者等と担当部局において調整を進める。

(2)実施の流れ（詳細）

内 容	事業者等	長崎市
① 官民連携の検討開始	○長崎市(都市経営室)への 連携事業の提案 ※すでに市担当課を特定されている 場合は、直接担当課にご提案いた だいても差し支えありません。	【都市経営室】 ●解決したい課題等の提供 ●事業者等からのご提案の受付
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> ★連携方法(協定の種類や締結の有無等)の調整 </div>		

官民連携の実施にあたっては、連携する目的や連携事業の内容を明確にし、適切な連携手法により取組みを進めていく必要があります。

○事業者等の皆様の実施内容

様式1「長崎市との連携に係る提案書」に必要事項を記入のうえ、長崎市(都市経営室)にご提出ください。(書面、データのいずれによる提出でも差し支えありません。)

また、提出にあたり、長崎市が解決したい課題等の確認をご希望される場合については、次の担当部署にお問い合わせください。

【担当部署】

長崎市企画財政部都市経営室 長崎市桜町2番22号 長崎市役所本館4階

TEL：095-829-1111 FAX：095-829-1112 Mail：toshikeiei@city.nagasaki.lg.jp

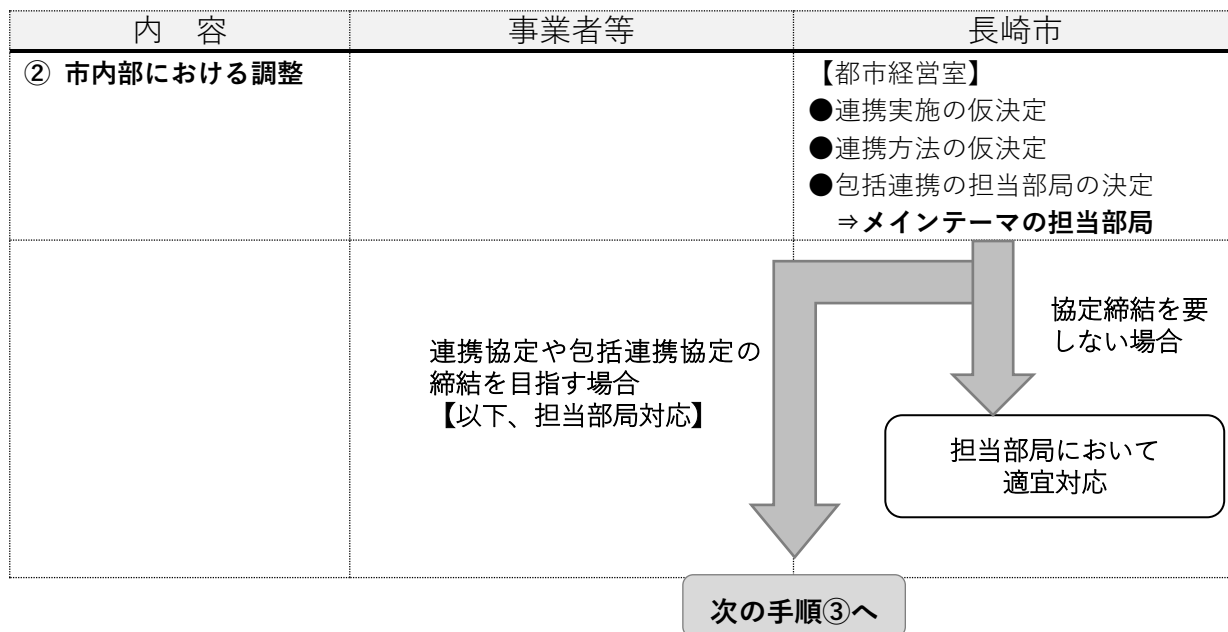
なお、すでに市の担当課を特定されている場合は、直接担当課にご提案いただいても差し支えありません。

●長崎市（都市経営室）の対応

- ・必要に応じて、事業者等の皆様に、長崎市が解決したい課題等の情報を提供いたします。
- ・事業者等の皆様からのご提案について、必要に応じて提案内容等を確認するため、お打ち合わせの場を設けさせていただきます。

★両者による調整

以上を踏まえ、両者で連携方法（協定の種類や締結の要否等）の調整を行います。



事業者等からのご提案を受け、長崎市において連携実施の是非や連携方法、担当部局に関する調整を行い、決定事項を事業者等の皆様へ連絡いたします。

●長崎市（都市経営室及び担当部局）の対応

- ・事業者等の皆様からの提案内容を精査させていただき、連携実施の仮決定を行います。ただし、連携事業の具体化を図る中で、実施に至る目途が立たなかった場合などは、連携できない場合がございますので、ご了承ください。
- ・連携実施の仮決定を行ったのち、連携方法を決定いたします。
 連携方法のパターンは次のとおりです。
 - ▶ 連携協定に基づく事業実施
 - ▶ 包括連携協定に基づく事業実施
 - ▶ 協定に基づかない事業実施（協定締結は不要と判断）
 連携協定や包括連携協定に基づく事業実施が適当と判断される場合、次の③以降の手順へ移行し、連携協定に基づかない事業実施が適当と判断される場合は、事業担当部局と調整のうえ、適宜対応させていただきますので、ご了承ください。
- ・連携方法を決定したのち、長崎市の担当部局を決定し、事業者等の皆様へ今後の進め方や担当者の連絡先等を連絡いたします。

内 容	事業者等	長崎市
③ 連携事業の具体化・決定	○具体的な連携事業の提案 (連携事業のブラッシュアップ)	●事業者等からの提案内容の 実施手法等に関する庁内調整
★協議のうえ、複数分野の連携事業を決定【関係部局決定】		

事業者等の皆様と長崎市の関連部局との間で調整のうえ、連携事業の具体化を図り、実現可能性の高いものを今後実施する連携事業として決定します。

○事業者等の皆様の実施内容

長崎市をはじめとした関係者等と調整を行い、連携事業の具体化を図ることで、実現可能性や実施効果を高めます。

●長崎市（担当部局）の対応

事業者等から連携事業に関する具体的なお提案を受け、その実現に向けて、庁内関係部局と調整を行い、連携事業の実現可能性や実施効果を高めます。



★両者による調整

以上を踏まえ、両方で協議のうえ、連携事業を決定します。

内 容	事業者等	長崎市
④ 協定書や協定締結式の内容等を調整・決定	<ul style="list-style-type: none"> ★基本的な事項を定めた協定書の内容等を調整・決定 ★協定締結式の日時・手法・出席者・報道機関向けの発表内容等を調整・決定 	

基本的な事項を定めた協定書や協定締結式の内容を決定するなど、連携協定や包括連携協定の締結に向けた調整を進めます。

★両者による調整

【連携協定】

- ・ 連携協定書

様式については、長崎市の各担当部局にご確認をお願いいたします。

- ・ 協定締結式

協定締結式についても、各担当部局にて手法が異なりますので、各担当部局にご確認をお願いいたします。

【包括連携協定】

- ・ 包括連携協定書

様式2「長崎市と〇〇との包括連携協定書」を使用しますが、内容については、適宜調整可能です。

- ・ 協定締結式

原則、協定書への署名を締結式において執り行い、協定を締結することとなりますので、締結式の開催に向けて、開催日時や実施手法、出席者ととも、プレスリリースや式当日の発表内容等について調整・決定いたします。

なお、プレスリリースについては、締結式の1週間程度前に、様式3「長崎市と〇〇との包括連携協定について」を使用いたしますが、この他にも参考資料を添付するなど、柔軟な対応が可能です。

内 容	事業者等	長崎市
⑤ 協定締結式の開催	★報道機関等に協定締結の目的や連携事業等を発表	

※協定締結式については、原則、長崎市役所において開催時間 20 分程度で開催いたしますが、来庁が難しい場合などは、オンラインによる開催も可能です。

※なお、協定締結式の開催は必須ではありません。

内 容	事業者等	長崎市
⑥ 連携事業の開始	★庁内部局と連携・推進し、お互いの強みを活かした連携事業を実施	

★両者による調整

- ・協定締結後には、長崎市の各部局や関係者と連携・調整しながら、お互いの強みを活かした連携事業を推進します。（当該協定の締結に向けた協議を行う前から実施する予定であった取組みなどについては、協定の締結前に実施していただいても差し支えありません。）

内 容	事業者等	長崎市
⑦ 検証・改善	★実施内容の共有・実施効果の検証し、業務改善に努める。	
▼		
継続的に連携強化		

★両者による調整

- ・連携事業を実施した際には、事業者等の皆様から長崎市へ実施内容をご報告いただきますので、予めご了承ください。（毎回の報告ではなく、大きな取組みの節目や1年に1回の定期報告を行うなど、事業開始時に報告の頻度や方法などを長崎市担当部局と打ち合わせさせていただきます。）
- ・連携事業の実施内容を事業者等の皆様と長崎市とで共有させていただくことで、効果検証や事業改善を重ねるとともに、事業者等の皆様と長崎市の連携強化を進めることで、新しい連携事業の創出などにつなげていきます。

4 実施にあたっての留意事項

(1) 事業者等及び連携事業の基準

官民連携（連携協定及び包括連携協定）の対象とする事業者等及び連携事業の基準は次のとおりとします。

ア 実施事業者等

事業者等又はその事業内容が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (ウ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされているもの
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされたものであつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
- (オ) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する者）又は暴力団員事務所（長崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 38 号）第 2 条 3 号に規定する施設又は施設の区画）の関与が認められるもの
- (カ) 長崎市税、法人事業税（長崎県分に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納又は未申告であるもの
- (キ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- (ク) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されているもの
- (ケ) 協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けているもの
- (コ) 「長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けているもの
- (サ) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- (シ) その他連携協定又は包括連携協定の対象としてふさわしくないもの

イ 連携事業等

連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (イ) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (ウ) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受け
る必要があるもののうち、許可を受けていない役務、商品を提供するもの
- (エ) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (オ) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不
安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (カ) 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
- (キ) ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）
- (ク) その他連携事業としてふさわしくないもの

5 様式集

様式 1 「長崎市との連携に係る提案書」

様式 2 「長崎市と〇〇との包括連携協定書」

様式 3 「長崎市と〇〇との包括連携協定について」（報道発表資料）

(様式1)

令和 年 月 日

長崎市との連携に係る提案書

法人名 (又は団体名)	
代表者名	
所在地	
担当者	(氏名)
	(所属部署・役職)
連絡先	(TEL)
	(MAIL)
連携目的 ※市と連携して実現 したいことを記載 ください。	〇〇
連携事業案 ※内容をできる限り 詳細に記載ください ※行の追加可能	(事業名) 〇〇
	(内容) 〇〇
	(市の役割)
連携事業案 ※内容をできる限り 詳細に記載ください ※行の追加可能	(事業名) 〇〇
	(内容) 〇〇
	(市の役割) 〇〇
連携事業案 ※内容をできる限り 詳細に記載ください ※行の追加可能	(事業名) 〇〇
	(内容) 〇〇
	(市の役割) 〇〇
下記2点を確認のうえ、右側の欄にチェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 ・「長崎市官民連携（連携協定及び包括連携協定）の手引き」の内容を承諾しました。 ・当社及び当社の事業内容並びに提案する連携事業は、「長崎市官民連携（連携協定及び包括連携協定）の手引き」の「4 実施にあたっての留意事項」の「(1)事業者等及び連携事業の基準」に適合しています。	<input type="checkbox"/>

(様式2)

長崎市と〇〇との包括連携協定書

長崎市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、相互の包括的な連携を強化し、長崎市内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力することで、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 〇〇に関する事
- (2) 〇〇に関する事
- (3) 〇〇に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

(連携の推進)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、連絡調整に関する担当部署を定める。

- 2 乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、甲に実績を報告する。
- 3 甲及び乙は、連携・協力の効果が上がるように、継続的に協議を行う。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は第1条に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知がなされたもの
 - (2) 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
 - (3) 開示を受けた側の当事者の責によらずに公知となったもの
 - (4) 開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (5) 法令による開示を求められたもの
 - (6) 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、開示することが適当と認められるもの
- 2 甲及び乙は、前項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、及び保管しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

(協定の変更)

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更できるものとする。

(協定の解除)

第7条 甲は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、包括連携協定を解除することができる。

- (1) 乙が裏面に掲げる事業者等のいずれかに該当する場合
- (2) 包括連携協定に基づき乙が実施する事業が裏面に掲げる連携事業等のいずれかに該当する場合
- (3) その他甲が特に必要と認める場合

2 甲及び乙は、天災その他いずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災等の際の実施を目的とする場合を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、甲及び乙が5年以上連携事業を実施できていない場合は、本協定は自動解除されるものとする。ただし、災害等により連携事業の実施が困難となった場合を除く。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

長 崎 市 長

〇〇

第7条関係

1 実施事業者等

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされているもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされたものであつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
- (5) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員事務所（長崎市暴力団排除条例（平成23年条例第38号）第2条3号に規定する施設又は施設の区画）の関与が認められるもの
- (6) 長崎市税、法人事業税（長崎県分に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納又は未申告であるもの
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されているもの
- (9) 協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けているもの
- (10) 「長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けているもの
- (11) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- (12) その他連携協定又は包括連携協定の対象としてふさわしくないもの

2 連携事業等

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受ける必要があるもののうち、許可を受けていない役務、商品を提供するもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
- (7) ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）
- (8) その他連携事業としてふさわしくないもの

長崎市と〇〇との包括連携協定について【記載要領】

長崎市と〇〇は、令和〇年〇月〇日、次のとおり包括連携協定を締結しました。


1 目的

〇〇（協定書に記載する目的を転記）。

2 連携事項と主な取組み

本協定に基づき次のことに取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）の達成や長崎市第五次総合計画基本構想に掲げる「めざす 2030 年の姿」の実現に貢献します。

◎：新規、●：継続

	連携事項（分野）	主な取組み
(1)	〇〇 	◎〇〇 ◎〇〇 ◎〇〇 ◎〇〇
(2)	〇〇	●〇〇 〇〇
(3)	〇〇	《今後検討》

・ 協定書から転記

・ 下記【SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標】から関係のある目標のロゴをコピー・貼付


主な取組み（具体的取組み）を記載してください。

具体的取組みが決定できていない連携事項については、《今後検討》と記載ください。

【SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標】



【参考】長崎市第五次総合計画基本構想に掲げる「めざす 2030 年の姿」

：本協定に基づく取組みが特に関係する箇所

「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」という都市像は、第五次総合計画の最終年度となる 2030 年度においても、なお変わらずにめざす姿であり続けているでしょう。

それでは、これからの計画期間に、私たちがめざすべき到達点はどこになるのでしょうか。

私たちの価値観は多様であり、だれもが共感できる到達点を数値的に定めることは、とても困難です。

そこで、2030 年の長崎市の姿として、めざすところを少しでも具体的にイメージできるよう「めざす 2030 年の姿」を描いておくこととします。

◆**みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています**

長崎のまちは、その独特の地形がつくり出した天然のコンパクトシティです。

港や山地、丘陵地に囲まれて点在する狭い平坦地に店舗やオフィスなどが集まり、その周辺に住宅地や農地などが広がって地域が形成されていて、それぞれの地域は、歴史や伝統、豊かな自然に支えられた農業や水産業など多様な資源に恵まれています。

各地域においては、コミュニティによるまちづくりが活発で、地域の特色を活かした取組みが、様々な団体の連携・協力のもとで積極的に行われ、それぞれの地域に合った暮らしやすさがつくり出されています。

また、地域の活動には様々な世代の方が参加していて、近所のつながり、地域のつながりが深まっています。

こうしたつながりが土台となって、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みや災害時に地域で助け合う仕組み、地域全体で子育てを応援する仕組みなど、いろいろな課題に地域で対応できる仕組みが育ったり、新たに生まれたりしています。

もちろん、市内の各所で道路や公園、河川、斜面地などの計画的な整備が進んでいることで、まちの快適性や防災性の面でも暮らしやすさが向上しています。

協定に基づく取組みが特に関係する箇所を黄色網掛けしてください。

をつくる取組みも進んでいます。

中心部では、100 年にも言える官民の投資などにより、交流、交通、産業、医療、福祉、行政など、あらゆる分野で都市機能が向上していて、様々な目的で県内外か

らたくさんの方が訪れています。

その中心部の活力は、道路交通網、公共交通、情報ネットワークなどによって、周辺の市町も含めた各地域にも波及していて、地域間の役割分担のもとで、普段の生活に必要な機能は近隣に十分確保されています。

地域や企業、大学、行政など様々な主体が、それぞれの強みを活かして役割を果たしながら、暮らしやすさをみんなで作り続けています。



POINT

- ☞ 地域コミュニティ活動の定着と、地域に寄り添う行政との連携体制を確立し、地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。
- ☞ 地域におけるあらゆる主体のつながりを深め、各々が強みを活かして協働しながら、人口減少、少子化・高齢化社会における様々な課題に対応できる仕組みづくりを進めます。
- ☞ 「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を形にし、安全安心で快適な暮らしづくりを進めます。
- ☞ 周辺市町との広域連携の取組みを進めます。

◆産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています

長崎のまちは、江戸幕府による鎖国の中にあっても世界に開かれ、全国から夢や希望を持った人材が集まる遊学の地でした。そのため長崎には、様々な形で交流を広げ、新しいモノやコト、訪れる人を受け入れる素地が受け継がれています。

産業の分野では、これまでも長崎を支えてきた産業が、社会経済情勢や価値観の変化を的確に捉えて進化を続けています。

また、地場企業や市内に集積が進んでいる情報系企業、大学、金融機関など様々な主体が協力して、地域課題の解決などに積極的に挑戦していく中で、新たな産業と雇用が生み出されています。

そして、このような先進的な動きは、若い世代を中心に、学びたい人や起業したい人などを長崎に引き寄せ、世界の舞台で活躍する人材も輩出しています。

若い世代の間では、それぞれのライフスタイルに応じて住まいの選択肢が多いことや、余暇を楽しんだりチャレンジしたりできる場所や機会が充実していることなど、自分たちの望みが叶う、暮らしやすいまちという評価が高まり、その評価がまた若い世代を呼び込むという好循環で人口流出に歯止めがかかっています。

まちには、子どもたちの元気な声があふれています。

未来を担う子どもたちを「まち全体で育てる」という意識が根付いていて、地域や企業なども一緒になった取組みの成果として、安心して子どもを産み育てられる仕組みや制度が充実しています。

また、国際性を育むプログラムなど特色ある教育が展開されていたり、一流の芸術文化、学術、スポーツなどに触れられる機会が増えたりしていることで、一人ひとりが夢や希望を持って成長しています。

暮らしの部分では、進歩したテクノロジーが広く普及し、情報、交通、医療・介護、防災、産業、流通など、様々な分野で大きな変化がもたらされています。

これまで不足していた部分や不便であったことが解消されるに止まらず、私たちの想像を超えて、より快適で便利な暮らしが実現しています。

仕事や家事などの生産性や効率性も大きく向上していて、そこから生まれた経済的・時間的な豊かさが、人でなければできない仕事の質の向上や、更なる地域課題の解決、芸術文化、スポーツ、レジャーを楽しむといった心の豊かさにつながる活動の充実などにつながっています。

市民一人ひとりが、夢や生きがいを持って心身ともに健康に暮らす、質の高い生活を送っています。



POINT

- ☞既存産業の振興に加え、新たな産業を生み出す取組みを進めます。
- ☞若い世代の多様な希望にかなうよう、仕事の選択肢を増やすとともに、住環境の整備や楽しみの創出などに取り組み、若い世代に選ばれるまちづくりを進めます。
- ☞子育て支援や教育環境を、より一層充実させる取組みを進めます。
- ☞IoT、AI、ロボットなどの新技術を積極的に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society5.0）の実現に向けた取組みを進めます。
- ☞芸術文化・スポーツなどを振興し、子どもから高齢者まで、健康で心豊かに生活できるまちづくりを進めます。

◆交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています

長崎のまちは、開港以来 450 年の間、国内外から多くの人々が訪れ交流することで、新たな価値を創造しながら栄えてきました。

交流の歴史に培われた多くの個性は、時間をかけても他のまちにはつくり出すことができない、唯一無二のものです。

これらの個性を大切に守り、磨き上げながら、美しさと快適さを兼ね備えた景観整備などにも力を入れ、さらには、その独特で魅力的な都市個性を最も効果的に伝えるための情報発信によって、観光はもちろん、MICEやスポーツなどを通じて、国内外から多くの人々が訪れています。

まち全体で訪問客を歓迎する長崎らしいおもてなしが充実していることや、快適に滞在できる環境が整っていることで、「国際的な交流のまち」として世界に広く知られていて、これまでは訪れることがなかった地域まで足を運んで長期間の滞在を楽しんだり、繰り返し訪れたりする人も増えています。

こうした交流は、新たな学びや楽しみの機会とともに、多くのビジネスチャンスをもたらしています。

まちには、市民も訪問客もいつでも楽しめる長崎ならではの食や体験があふれていたり、交流の中で生まれた新たなサービスが提供されていたり、様々な形で消費が喚起されていて、経済の好循環が市民生活を豊かにしています。



POINT

- ☞歴史、文化、景観、自然などの地域資源を守り、育て、創造し、都市の魅力を高める取り組みを進めます。
- ☞訪問客をまち全体で歓迎し、長崎らしくもてなすことができる、世界に通用する交流のまちづくりを進めます。

◆平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現に力を尽くし続けることは、被爆地長崎の使命です。

被爆者のいない時代が現実となりつつある中でも、世界中の都市や市民社会と連帯し、歩みを止めることはありません。

被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた活動は、行政だけでなく、多くの団体が特色や強みを活かして、様々な形で活発に展開されていて、被爆者の思いは、確実に、力強く未来につながられています。

そして、「平和の文化」は日常の中にも根付いていて、一人ひとりが平和について考え、行動しています。

日々の生活の中には、思いやりとやさしさがあふれています。

「国際的な交流のまち」として、人種、民族、国籍、性別、年齢、障害の有無、思想、宗教、性自認や性的指向など、多様性が尊重されています。

また、貧困や飢餓、環境破壊など、世界中が抱える様々な問題に対し、企業や大学、行政、金融機関など様々な主体が連携して「誰一人取り残さない世界」をめざした積極的な取り組みが行われています。

特に、医学や環境などのいくつかの分野では、長崎市における先進的な取り組みに対し、世界からの期待が高まっています。

このように、世界の人々と連携して平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献するまちを、市民のだれもが誇りに思っています。



P O I N T

- ☞被爆者のいない時代の到来に備え、被爆の実相の継承や核兵器廃絶に向けた活動を進めるとともに、「平和の文化」を市民社会に根付かせていきます。
- ☞SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを通じて、地球と世界に貢献できるまちづくりを進めます。